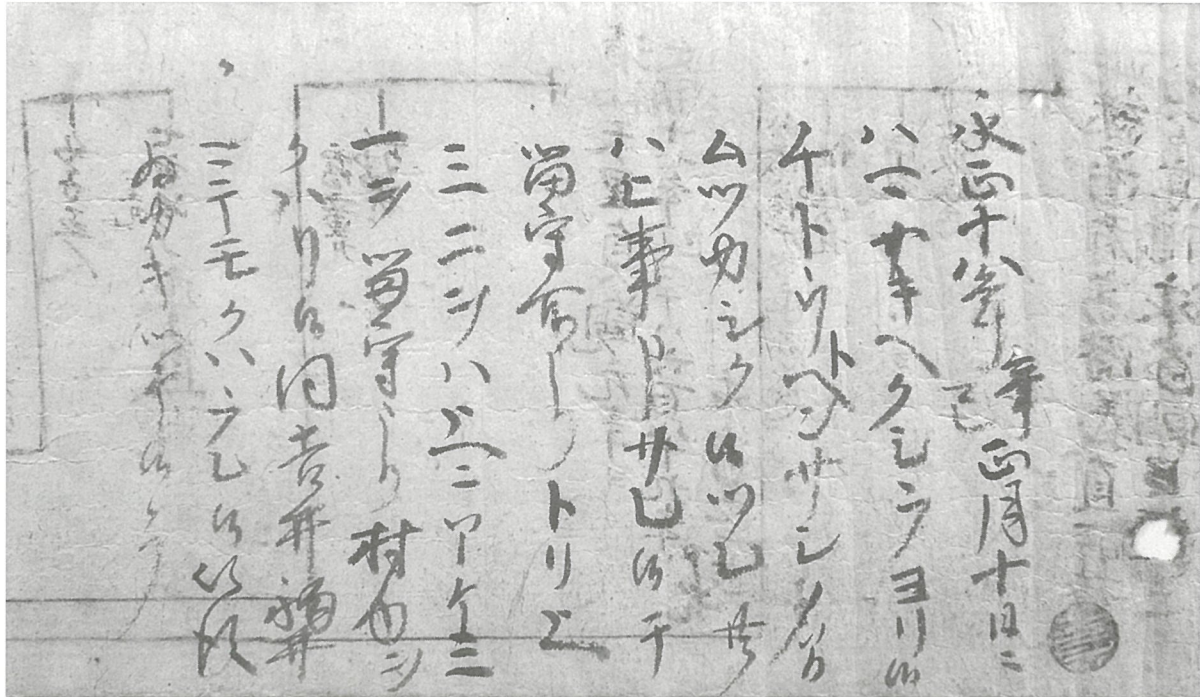


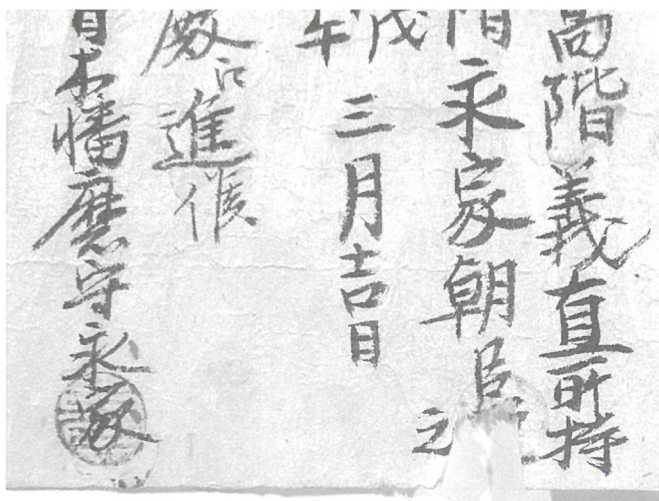


【写真六】

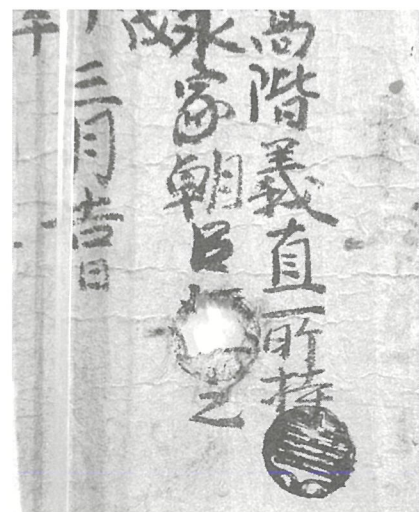
〔系図〕（三号）継目裏花押（第一紙・第二紙間）



【写真七】〔覚〕（〔系図〕（三号）第九紙紙背）



【写真九】〔系図写〕（四号）奥書（部分）



【写真八】〔系図〕（三号）奥書（部分）

[illegible]

〈第一紙〉

:(繼目)

[illegible]

(左上より)

〈第三紙〉

:(継目)

[illegible]

(左上より)

〈第五紙〉

：(繼目)

[illegible]

(左上より)

〈第七紙〉

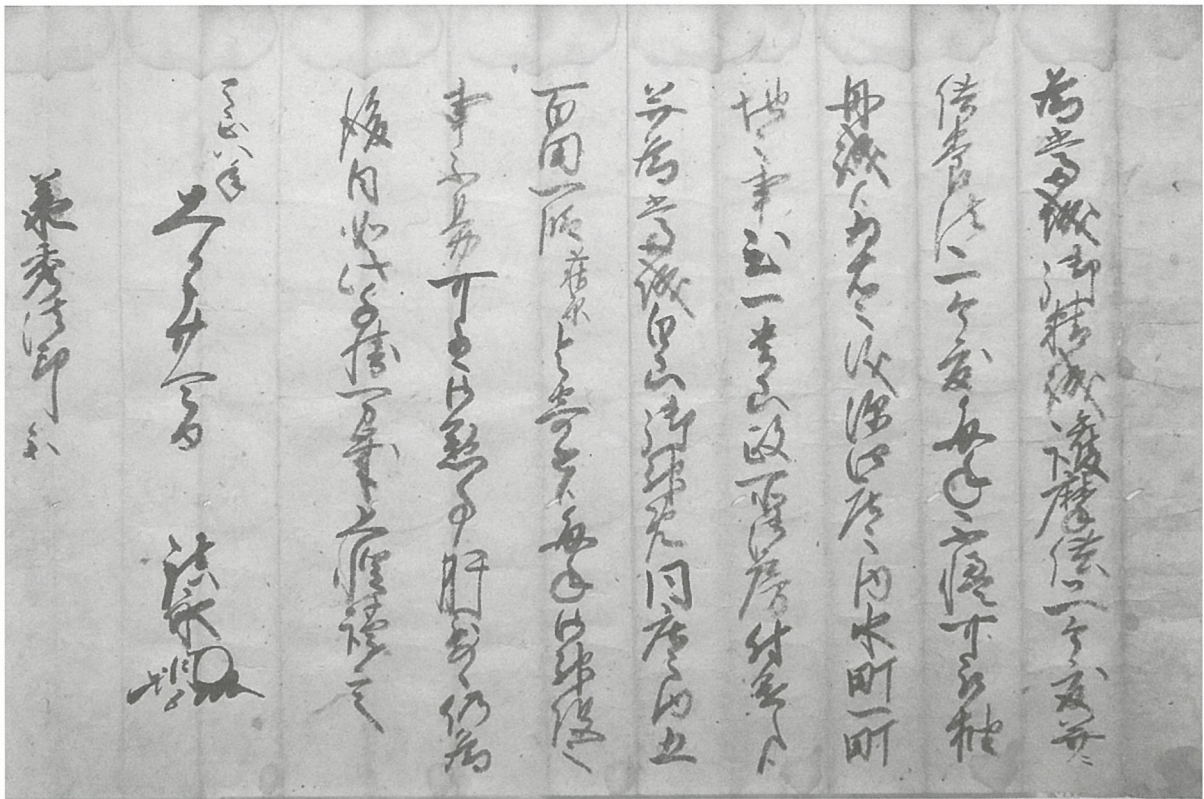
:(継目)

[illegible]

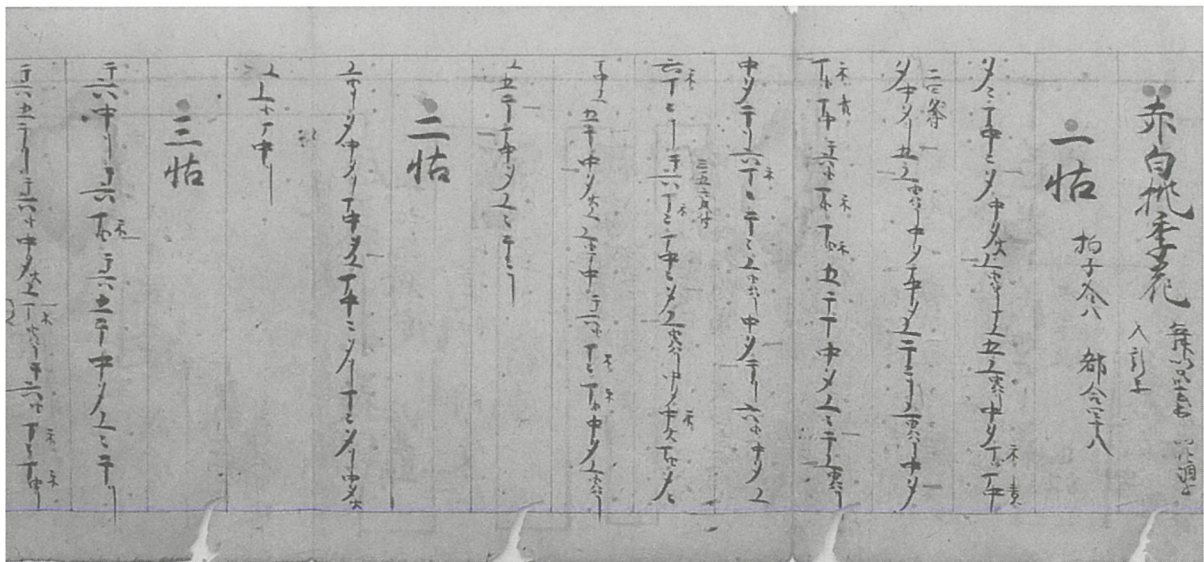
(左
上
よ
り)

〈第九紙〉

$$- \left(\begin{array}{c} \longrightarrow \\ \longrightarrow \end{array} \right) -$$



【写真三】草野鎮永寄進状（二号）



【写真四】龍笛譜（赤白桃李花・部分）（〔系図〕（三号）第二紙紙背）

- (8) 川添昭二「筑後善導寺の建立と草野氏」(同氏『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三所収、初出一九八二)。また、九州大学所蔵草野文書についての解題として、同氏「九州大学所蔵の中世文書」(『古文書研究』四、一九七〇)がある。
 - (9) 小川信「筑後府中の成立と一宮高良社」(同氏『中世都市「府中」の展開』思文閣、二〇〇一、第二編第四章)。初出時の原題は「筑後国府の変遷と一宮高良社―「高良記」を素材として―」(Ⅰ)(Ⅱ)(『政治経済史学』三二・三三・三四、一九九二)。
 - (10) 草野鎮永関係の史料としては、鶴田文書・横岳文書など肥前関係の文書のほか、嶋井文書や児玉韞採集文書所収の筑前関係の史料に、発給文書が若干見られる。
 - (11) 「鶴田家文書(庶流家)」(『佐賀』六所収) 四一号。
 - (12) 「鶴田家文書(庶流家)」(『佐賀』六所収) 一一号。
 - (13) 「児玉韞採集文書」二所収。
 - (14) 「永野御書キ物抜書」(武雄市図書館・歴史資料館編『戦国の九州と武雄 後藤貴明と家信の時代』平成二十一年度武雄市図書館・歴史資料館特別企画展図録)二〇一〇所収、堀本一繁氏翻刻 一六七号。
 - (15) 堀本一繁「龍造寺氏の戦国大名化と大友氏肥前支配の消長」(『日本歴史』五九八、一九九八)、加藤章「龍造寺体制の展開と知行構造の変質」(『九州文化史研究所紀要』第二十六号、一九八一年)。
 - (16) 六月十一日付戸次鑑連宛大友家加判衆連署状写(「感状写」『大分県先哲叢書大友宗麟資料集』四巻一四七〇号)。
 - (17) 二月十一日付津留田因幡守(勝)宛戸次鑑連書状(「鶴田家文書(嫡流家)」(『佐賀』七所収) 三〇号)。
 - (18) 正月二十八日付筑紫鎮恒宛大友氏加判衆連署状(「鶴田家文書(嫡流家)」(『佐賀』七所収) 一一号)。
 - (19) 「鶴田家文書(嫡流家)」(『佐賀』七所収) 四〇号、「鶴田家文書(庶流家)」(『佐賀』六所収) 三八号。
 - (20) 天正三年正月十八日付草野鎮永起請文写(「永野御書キ物抜書」一六三三)。
 - (21) 「藤瀬文書」(福岡県文化会館『福岡県古文書等所在確認調査報告書』一九七七) 所収。
 - (22) 「嶋井文書」(『福岡県史』近世史料編福岡藩町方(二)、一九八七所収) 一八号。
 - (23) 元龜二年六月朔日付草野鎮永宛行状(前掲註(21))。
 - (24) なお参考として、一貴山集落では現在も、九月一六日に二丈岳山頂の白山権現を祀る祠へ参拝する「二丈岳神事」とよばれる行事が行われている(宮岡真央子「年中行事」(『夷巍寺八坊』第五章「集落調査」三))。
 - (25) 天正六年十二月廿六日草野鎮永起請文写(「永野御書キ物抜書」一六四号)。
 - (26) 同八年十一月五日草野鎮永起請文写(「永野御書キ物抜書」一六二二)。
 - (27) 「妙音寺文書」(『佐賀』二八所収) 二二・六号。
 - (28) 「妙音寺文書」(『佐賀』二八所収) 七号。
 - (29) 「妙音寺文書」(『佐賀』二八所収) 八号。
 - (30) 斯かる事情を考慮すれば、料紙に使用されている籠笛譜および鏡社に關係するものであった可能性も想定され、その点については今後の課題としたい。
 - (31) 同系図中、義直の「二男」および「三男」はいずれも「永直」となっている。
 - (32) 戦国期には草野氏の奉行人的活動をしている留守宮内大輔鎮信なる人物が見え(前掲註(13)、永祿八年二月廿八日留守鎮信付付写、世襲された職を以て称するようになっていたものと考えられる)。
 - (33) 二丈町教育委員会「夷巍寺八坊」に全文が翻刻紹介されている。この史料は、一貴山天台大師講を組織する家々の共同所有の形をとっており、その年の講を受け持つ家に持ち回りで保管されている。
 - (34) 古川秀幸「講組織」(『夷巍寺八坊』第三章「天台大師講」三)。
 - (35) 九州大学所蔵草野文書(『久留米市史』第七巻資料編古代・中世、一九九二) 三三。
 - (36) 前掲註(8)(川添一九八三)。
- 〔附記〕 本稿作成にあたっては、佐伯弘次氏(九州大学人文科学研究院教授、堀本一繁氏(福岡市博物館)、ほか多くの方々にご教示・ご助言を賜りました。また、史料調査にあたりお世話になった青木ハルエ氏、調査をご指導いただきました木村忠夫氏(九州産業大学名誉教授・糸島市文化財保護委員) はじめ関係各位にこの場をお借りして心より御礼申し上げます。

朝臣□之」の箇所には意図的に字を判読できないよう損傷させたと思われる箇所があり（写真八）、近世のものと見られる黒印の痕跡がある。この黒印は右行の「高階義直所持」の文言に捺された黒印と同様で、しかも四号系図にある印とも同一である。四号の系図も全く同様に手が加えられており（写真九）、後世意図的な抹消が行われた可能性が考えられる。なお、系図中には「青木名字源氏也」「青木庄」など、青木氏との関係を窺わせる書入れの箇所があるが、この点も併せて検討する必要がある。

三号系図の作製時期はその内容成立より極端に下るとは思われないが、少なくとも近世に何らかの手が加えられていることは疑いなく、史料の裏付けのない現状においては、本系図の伝来をもつて高階氏と青木氏の系譜上の関係性を認めるには慎重になる必要がある。

おわりに

天正初期、草野鎮永は龍造寺氏の圧迫に晒される中で家中の結束を図り、また、近隣寺社との関係性を維持しつつ領主的活動を展開していた。当該期の肥前草野氏の、本拠地肥前松浦郡以外での活動については、これまでも怡土郡西部での活動の跡がわずかに知られていたが、今回紹介した史料はそこに新たな情報を提供するものである。当該期の北部九州を取り巻く政治情勢と併せて見ていくことによって、草野氏の存在形態を考えていく際の手がかりになると思われる。

また、怡土郡深江庄内の土地処分に見られる、筑前・肥前に跨る草野氏の経済基盤と地域支配の一端を示す点も重要である。弘安三年六月八日藤原永基惣領帳案^⑤に見える草野氏の所領として、筑前国怡土御庄内福井村惣領田地在家山野河海等が見え、早く怡土郡西部に経済基盤を有していたことは既に指摘されているが、戦国末期に深江庄内に肥前草野氏の所領が存したことは確実であり、それが如何なる広がりを持ち、また鎌倉期以降の連続性として捉えることが可能であるのか等、検討の必要があろう。

今回紹介した青木家文書は、点数としては比較的少ないながらも、多様な分析が可能な示唆的な史料といえる。特に、これまで十分な研

究の蓄積のない草野鎮永の発給文書が確認されたことは、戦国期の当該地域の政治史を考える上で有用な事例となり得るであろう。加えて、雅楽譜の伝存事例として、また、当該期の鏡社や夷巍寺といった組織、領主層の系譜や地域社会の構造・実態等についても、興味深い情報を提示する。

以上、甚だ不十分な検討ながら、新出史料の紹介を主眼として「青木家文書」所収中世史料について述べてきた。当史料に関しては、今後、政治史・宗教史・文化史等、多様な観点からのアプローチで研究の進展が期待される所であり、本稿がその一助となれば幸いである。

註

- (1) 二丈町教育委員会『夷巍寺八坊と天台大師講』（二丈町民俗文化財調査報告書第六集、二〇〇八、以下『夷巍寺八坊』と略記）。この時の調査で発見された史料の一部（天正八年十一月廿四日付草野鎮永寄進状）については、同報告書に翻刻紹介されている。西谷正浩・古川航「古文書資料」（『夷巍寺八坊』第三章「天台大師講」四）。
- (2) 貝原益軒『筑前国続風土記』卷之二十二怡土郡。
- (3) 古川秀幸「夷巍寺の歴史」（『夷巍寺八坊』第二章「位置と環境」二）、同「講組織」（『同前』第三章「天台大師講」三）、古川秀幸・桃崎祐輔・宮岡真央子「夷巍寺八坊」（『同前』第四章）。
- (4) 建武五年（一三三八）閏七月十一日付少式頼尚書下（修学院文書、『佐賀県史料集成』第五卷以下、『佐賀』五のように略記）所収八号、暦応三年（一三四〇）三月十八日付一色道猷感状（中村文書、『南北朝遺文 九州編』二、一四九〇号、同年三月日付重富正高軍忠状（重富文書、『南北朝遺文 九州編』二、一四九五号）等。地名ないし宗教組織としての用例で用いられており、後述する夷巍寺との関係も想定される。
- (5) 二丈町史編纂委員会『二丈町誌 平成版』（二〇〇五）。
- (6) なお、青木家には「青木家文書」一三点と別に、中世初頭のものとして推定されている菩薩形鏡像が伝来しており、中世夷巍寺との関係性が想定されている。國生知子「一貴山伝来の菩薩形鏡像」（『夷巍寺八坊』第七章「什宝」四）。
- (7) 『吾妻鏡』文治二年閏七月二日条・八月六日条、および同年十二月十日条。

る。奥書に見える高階義直、高階永家については系図にも見え、「留守」義直三男、永直の子が永家とあり、祖父と孫の関係となる。

妙音寺文書所収の鏡宮社殿棟木銘³¹には、弘安四年（一二八一）銘に「留守高階資直」、応永二十六年（一四一九）銘のものに「留守高階義直」、永正六年（一五一九）銘の同所収鏡宮鳥居建立銘に「留守高階永恒」、天文七年（一五三八）銘の同鏡宮二宮修造銘に「留守高階永□」「同永信」の名がある。これらの人名は、永正六年の「永恒」まではいずれも本系図に見え、系図奥書の明応七年（一四九八）との年代的な矛盾もない。高階（留守）氏の系図と見てよいであろう。

ここでの「留守」は留守職に由来すると考えられ、中世鏡社、及び草野氏家中の組織・構造を考えるにあたって、検討の余地がある。ただし、系図中で義直以降に「留守」と見えるのは、義直嫡男永久―永孝―永恒の系統であり、義直二男永直、三男永直（永家の父）の系統には「留守」と傍書される人物は見えない。

先述の通り、系図末尾には、明応七年（一四九八）の年号と高階永家の名が記されているが、永正十八年（一五二〇）の一件を記した紙背の覚の存在から、当系図自体の「作製」はこの永正十八年以降である可能性が高い。したがって、明応七年に高階永家が祖父義直所持の系図を写したものを、後年更に写したものと見るのが妥当であろう。

四 史料の伝来と諸問題

「青木家文書」の伝来経緯は、史料的评价にも関わる重要な問題であるが、現状においては参照とすべき情報が限定的で、課題も多い。

まず、一号および二号の文書は、比較的近い時期の、かつ同一発給者による史料であるが、前者が青木氏の家文書的性格であるのに対し、後者は「一貴山」（夷巍寺カ）の宗教的側面に関わる史料で、その史料の性格は大きく異なっている。このことを考える上で前提となる問題として、当史料を現在伝来する青木家と、一貴山ないし夷巍寺との関係性をどのように捉えるか、という点がある。

一貴山地区で伝えられている「天台大師御法事」と題された史料には、近世から近代にかけての七ヶ年分の「天台大師講」講中の連名（交

名）が収められる³²。そのうち最も古い記録は宝永三年（一七〇六）のものであるが、そこには、政所坊・寂照坊・大教坊・寂光坊・門善坊・覚門坊・華藏坊・尊嚴坊の八坊およびそれを構成する十二家が見え、その構成は近代まで維持されている。ただし、中世の組織と、天台大師講に見られるような近世以降の集落内における組織では、その実態・性格が大きく異なると考えられ、「家」を以て安易にその連続性を持ち出すことには慎重を期したい。例えば、政所坊を号する徳田家は近世に一貴山村庄屋を務めた家であるが、近世初頭、当村が唐津領であった頃に唐津より移った入庄屋であり、他の坊号とそれを持つ各家についても、中世からの連続性については一考を要する。青木家と寂光坊（ひいては中世夷巍寺）の関係性についても、慎重な姿勢で検討する必要がある。

次に、三号の系図に関連して、青木氏と高階氏の系譜的關係の問題がある。このことは、草野氏の家臣団構成を知る上でも重要な問題を含んでいるが、記載される系図の内容については、高階（留守）氏系図としての性格のものであり、本系図が如何なる経緯で青木家へ伝来したのかという点については、高階氏と青木氏の関係も含め、判然としない。

ところで、「青木家文書」には、本系図の写が一点存在する（四号）。この四号系図は、奥書に「宝永七（一七一〇）（寅）年写」とあり、近世に作製された写である。記載される内容は三号とほぼ同一であるが、体裁や注記の位置など、写としての精度は必ずしも高いとは言えない。一方で紙背の龍笛譜「覚まで機械的に再現されている点から、「モノ」としての再現（複製）的性格が強い。また、三号の系図にない文言として、奥書の「青木徳房様（江）進候 青木播磨守永家」という箇所がある。これを素直に取れば、高階永家は青木氏を称し、同じく青木名字の「徳房」にこの系図を与えたことになる。「徳房」はこの系図によると、永家女が嫁した永金の子「徳房」であろう。仮にそのように捉えた場合、本系図は青木氏の由緒を示すものと見ることができ、系図の成立・伝来に関して考えた時、四号の元であろう三号系図に当該記載が無く、疑問が残る。さらに、三号系図奥書の「永家

各継目にはそれぞれ同一の継目裏花押が確認できる〔写真六〕。また第九紙紙背の〔覚〕（写真七）は、永正十八年（二五二〇）、ハマサキ（浜崎）の浜に打ち寄せられたクジラの分配をめぐる一件の書付で、当時の寄物への領主の対応を窺う上で興味深い史料である。

系図は、一部書入れ（カ）と思われる箇所はあるものの、基本的には一貫して同一の筆と見られ、末尾には「此繼図者高階義直所持、然間高階永家朝臣□之、明応七年戊午三月吉日」とある。系図は清和天皇より始まり、途中からは「肥前国鏡社」関係の系譜となる（「図一」【写真五】）。「肥前国鏡社」以降には人物名の肩に「権大宮司」「権大「留守」などが見え、これらの職を世襲した一族であることが知られ

[illegible]

ある。

ここで鎮永は、怡土郡深江庄内の地について処分している。他に元龜二年にも深江庄内の地を宛行っている事例があり、鎮永の怡土郡西部での権益・活動を窺う上で興味深い。

また、「当城」に対する修法と、「当城白山」への神役勤仕が区別して記されており、前半の修法供料は「一貴山政所御房」に遣わされている。すなわち「一貴山」として行いう修法であり、当該期の一貴山における宗教組織の存在・活動を明示的に示すものとして注目される。

さらに、ここでの「当城」が何処を指すのかも、鎮永の活動を知る上で重要な問題の一つである。肥前草野氏の本拠である肥前国鏡周辺か、鎮永が一時在城したという二丈岳城（筑前国怡土郡）などが想定されるが、時期的な背景や鎮永の動向も吟味しながら慎重に見極める必要がある。現時点では、二丈岳山頂に白山権現が祀られること、修法を行う「一貴山」との地理的關係などを併せて踏まえると、二丈岳城を指すと考えるのが穏当であるように思われる。

宛所の承秀法印については他に史料を見ないが、これらの内容より「二貴山」の宗教組織（夷巍寺を指すカ）の有力者であった可能性が高い。仮にこのことを認めれば、史料が皆無に近い当該期の夷巍寺について、その実態を知る手がかりとなり得る貴重な情報となる。

この時期の草野氏を取り巻く情勢についても触れておく。天正六年（二五七八）十一月、大友氏が日向国高城・耳川において島津氏に大敗を喫すると、大友氏領国や周辺の国衆らが次々と離叛した。この時期草野氏も、それまでの親大友の姿勢から転じ、龍造寺氏へと接近していく。大友氏の敗戦直後の天正六年十二月、鎮永は即座に龍造寺隆信・鎮賢へ起請文を提出し、「身命之限、無忘却、遂相応之馳走、向後毎事可得御指南之事」と服従を誓っている^⑤。天正八年にも重ねてその旨を確認する起請文を出している^⑥。当史料は、それまで大友氏と龍造寺氏の緊張関係の影響を顕著に受けていた肥前東部より筑前西部にかけての「堺目」地域が、龍造寺氏主導の新たな政治的秩序へと向かいつつある時期の史料である。

三 系図

青木家文書には、中世肥前鏡社の有力者で草野氏被官と見られる高階（留守）氏、あるいはその一族についてのものと考えられる〔系図〕（三号、〔写真五〕）がある。

（1）料紙・紙背文書

当系図は、紙背に中世のものと見られる雅楽譜（龍笛譜）を有する（写真四）。継紙九枚継ぎ、法量は一五・七cm×三一五・七cmで、特に装幀等はなされていない。第一紙より第六紙と、第七紙より第九紙では料紙の種類が異なっている。第一紙より第六紙はいずれも厚手の良質な楮紙で、紙幅一五・七cmと定型であるのに対し、第七紙以降は明らかに目の粗い楮紙で、紙幅が一五・〇～一五・三cmと一定しない（表二）。これは、第一紙より第六紙が、反古となった龍笛譜の転用であることによる。龍笛譜側の面は天地と各行に界線を持つ。また、一定間隔（六行分、約一三・七cm）で強い折れがあることから、元は折本形式であったことが窺える。内容や筆画から、この六紙分の内第三紙・第四紙間、及び第一紙・第二紙間以外の継目は元の継目を無視したものであ

【表二】青木家文書三号〔系図〕の料紙と紙背

紙数	法量 (cm)	紙背	継目
第一紙	15.7×31.4	龍笛譜(赤白桃李花・部分) ※第二紙より連続	}裏花押
第二紙	15.7×45.8	龍笛譜(喜春楽・部分/赤白桃李花・部分) ※第一紙へ連続	
第三紙	15.7×8.8	龍笛譜(品玄・部分) ※第四紙より連続	}裏花押
第四紙	15.7×45.9	龍笛譜(酒胡子・部分/武徳楽/廻杯楽/新羅陵王 急/品玄・部分) ※第三紙へ連続	}裏花押
第五紙	15.7×37.9	龍笛譜(蘇合香 序・部分) ※前後連続せず	}裏花押
第六紙	15.6×20.2	龍笛譜(賀殿急・部分/春鷺轉 廻踏・部分) ※前後連続せず	}裏花押
第七紙	15.3×41.0	無	}裏花押
第八紙	15.0×43.5	無	}裏花押
第九紙	15.0×39.1	〔寛〕	

※龍笛譜の曲目については、田鎌智志氏（京都市立芸術大学 日本伝統音楽研究センター准教授）・江崎靖隆氏（糸島市教育委員会文化課）の御教示を得た。

摩利支尊天、天満大自在天神御
罰可罷蒙者也、仍起請如件、

天正貳年五月十一日 鎮永（花押）

青木治部大輔永時
参

天正二年（一五七四）、青木永時に対する起請文である。法量は（縦）二八、一cm×（横）四六、八cm、料紙には彦山牛王宝印が使用され（写真二）、前書・神文は一紙に収まる。ここでの鎮永の花押は、天正二年五月廿日付鶴田前宛起請文¹¹、卯月廿三日付同宛書状等に見られるものと同型である。また、写ではあるが参考として、永禄八年二月廿八日付有田彦七郎宛留守鎮信坪付写の袖判花押影も同型のものとして挙げておく。

宛所となつている青木永時は、天正九年六月十三日付草野鎮永加判衆連署起請文¹²に名を連ねており、草野氏の通字「永」の使用を許されている点からも、草野氏家中の有力人物であつたと見られる。

内容は、①「今度申合候一儀」について今後忘却しないこと、②永時に対して隔心なく相談すること、③万一、永時と鎮永の間で曲説が生じた場合は、誠実に釈明すること、以上の三ヶ条について確認するものである。基本的な趣旨は青木永時・草野鎮永間の関係性の確認であり、起請文としては一般的な内容で具体性は弱い。ただし、第一条の「今度申合候一儀」が指すところについては一考の余地がある。

元龜年間、天正五年ごろにかけて、肥前では龍造寺氏が急速な台頭を見せ、周辺の国衆はその強い圧力に晒された。草野氏を取り巻く政治的状況を見ると、元龜四年（天正元、一五七三）ごろには、「松浦表、当時鉾楯半之条¹³」という状況にあり、さらにその後「草野表之様体、絶言語候¹⁴」という事態にまで発展し、草野鎮永は「家中之仁」の「逆心」もあつて本拠（肥前国鏡カ）を逐われている。

天正二年五月廿日付で鎮永は松浦郡大河野の鶴田勝・同郡岩屋の鶴田前に起請文を出して協力・連携を確認しているが、その後天正三年

に龍造寺隆信・鎮賢へ起請文を提出しており、龍造寺氏とは一応の和議が結ばれたと見られる。斯かる状況下において、家中の結束を図ることは草野氏にとつて喫緊の課題の一つであつたと考えられ、当史料は草野氏を取り巻く緊迫した政情と草野氏家中の不安定な状況が如実に物語るものといえよう。

（2）草野鎮永寄進状（青木家文書二号）

【史料二】

為当城御精誠、護摩供二ヶ度并¹⁵
供養法二ヶ度、毎年不慢可被抽
丹誠候、為右之儀、深江庄之内水町一町
地之事、至一貴山政所御房付遣之候、
并為当城白山御神免、同庄之内五
百田一段¹⁶ 令寄進候、毎年御神役之
事、不易可有御懇事肝要候、仍為
後日如此千勝万歳恐惶謹言、

天正八年

十一月廿三日 鎮永（花押）

承秀法印
参

天正八年（一五八〇）、承秀法印に対する祈祷依頼、および所領寄進を約した寄進状である。法量は（縦）二四、〇cm×（横）三六、七cm、厚手の楮紙で、一部ややシミもあるが概して状態は良好である。鎮永花押は一号のものと異なり、元龜二年六月朔日付藤瀬織部丞宛宛行状¹⁷、天正四年九月廿一日付嶋井宗叱宛預ケ状¹⁸等が同型である。使用期間に重複があり課題は残るが、今後さらに史料を博搜・整理の上、検討を期したい。

内容は、「当城」に対する、「護摩供二ヶ度」「供養法二ヶ度」を毎年怠りなく行うよう指示し、その費として深江庄之内水町一町を「一貴山政所御房」へ遣わし、また「当城白山」の毎年の神役に対して御神免として同庄（深江庄）の内五百田一段を寄進する、というもので

【表一】一貴山寂光坊青木家文書目録

No.	文書名	年月日	差出・作成	宛所	形態	法量 (cm)	内容	備考
1	草野鎮永起請文	天正式年五月十一日	鎮永(花押)	青木治郎大輔永時	一紙	28.1×46.8	申合候一儀の事等三ヶ条	料紙・彦山牛王宝印
2	草野鎮永寄進状	天正八年十一月廿一日	鎮永(花押)	承秀法印	一紙	24.0×36.7	護摩供等の料所・白山御神免の寄進	
3	〔系図〕	〔奥書「明応七年(戌午)三月吉日」	高階永家朝臣口之	—	継紙(九枚継)	15.7×315.7	高階氏(留守氏)系図カ	紙背文書有(龍笛譜、〔覺〕(永正八年鯨寄物分配一件)) 一部継目剥離、継目裏花押有
4	〔系図写〕	〔奥書「宝永七(寅)年写 十一月吉日」	—	—	継紙(八枚継)	18.2×358.6	3の写	3の紙背も写す
5	〔覺〕	〔近世〕安永四カ	—	—	一紙	23.1×30.1	明応七年戌午三月より安永四迄三百廿一年	3に関連
6	〔断簡(手習カ)〕	〔近世〕	—	—	継紙(二枚継)	31.3×262.9	和歌有	破れ有、木箱(5.0×35.1×5.0)に入
7	〔断簡(手習)〕	〔近世〕	—	—	折本	31.8×47.9	「吹毛不求～」	虫損有
8	〔断簡(手習)〕	〔近世〕	—	—	折本	31.8×24.0	「奔走也～」	7の続きカ、破れ・虫損有
9	〔断簡(手習)〕	〔近世〕	—	—	折本	31.9×47.1	「源草土～」	
10	〔断簡(手習)〕	〔近世〕	—	—	折本	31.8×47.9	「長崎陸台寺～」	虫損有
11	〔断簡(手習)〕	〔近世〕	—	—	折本	32.5×46.1	「年来大望～」	虫損有
12	〔断簡(手習)〕	〔近世〕	—	—	折本	31.9×48.2	「仁渡唐舟～」	
13	〔原田家の系図〕	〔近現代〕	—	—	一紙	24.5×33.5	大蔵春寒から近世初期までの系図、メモ書カ	

者で草野氏被官と見られる高階(留守)氏あるいはその一族についてのものと考えられる系図で、特に紙背文書として雅楽譜(龍笛譜)の一部が用いられていた点が注目される。また、他に近世の手習と見られるものなどがある。

以下、中世史料の紹介を主眼とし、草野鎮永発給文書と系図について紹介する。

二 草野鎮永発給文書

青木家文書には、起請文(一号、〔史料一・写真一〕・寄進状(二号、〔史料二・写真二〕)の二点の草野鎮永発給文書がある。

草野氏は、中世を通じて筑後国を本拠として北部九州で広く活動がみられる一族である。文治二年(一一八六)、草野永平が筑後国在国司職・押領使を帯び、肥前国鏡社大宮司職に補任されるなどして、筑後や肥前を中心と

した権力基盤を形成していった。史料的制約もあり不明瞭な部分もあるが、ある時期以降、筑後山本郡を本拠とする草野氏と、鏡社大宮司職を梃子に肥前松浦郡を中心に活動する草野氏に分かれていったようである。草野氏については、基礎的研究として川添昭二氏の研究^⑧、また、筑後高良社との関係を中心に論じた小川信氏の研究^⑨などが知られる。

草野鎮永については、戦国末期に筑前国怡土郡高祖を本拠とした国衆、原田隆種(了栄)の子で、肥前草野氏の養子となったとされる。少なくとも一六世紀後半には肥前東部から筑前西部にかけての活動が一次史料より確認でき、一六世紀後半、大内氏滅亡後に北部九州への影響力を顕著に拡大させていた豊後の大友氏と、肥前国内で急速に台頭しつつあった龍造寺氏の狭間にあって、当初大友氏に属しながらも次第に龍造寺氏の圧迫を受け、天正初期には近隣国衆らと同様龍造寺氏に服した。

しかしながら戦国期の草野氏、とりわけ筑後以外での活動については、十分に解明されているとは言いがたく、一次史料に基づく地道な研究が課題となっている。その点において、本稿で紹介する草野鎮永発給文書は、当該期の草野氏の動向、ひいては北部九州における政治史を研究する上でも重要な情報を提供するものと考えられる。

(1) 草野鎮永起請文(青木家文書一号)

〔史料一〕

一、今度申合候一儀、向後不可有忘却候事、

一、対永時為鎮永無隔心別儀、可申承事、付、永時為可成事者、何時茂可入魂事、

一、永時・鎮永間若有曲説者、以正直之旨、可申明事、

再拜々々 敬白

奉始梵天・帝釈四大天王、惣而日本国中六十余州大小神祇、千栗八幡大菩薩、河上大明神、別而氏神鏡両大明神、無怨寺四所明神、軍神

【史料紹介】

一 貴山青木家文書について — 中世文書を中心に —

中牟田 寛也（伊都国歴史博物館）

はじめに

本稿は、福岡県糸島市二丈一貴山^{いきさん}の青木家に伝来する一貴山青木家文書（以下、「青木家文書」）について、その概要を整理・紹介するものである。

一貴山地区は、糸島市西部、二丈岳（標高七一一・四m）北東の一貴山川上流の谷あいにある集落で、かつての筑前国怡土郡、その中でも肥前国に程近い位置にある。

平成十九年（二〇〇七）、二丈町（現糸島市）教育委員会と福岡大学文学部歴史学科により、一貴山地区で伝えられる祭礼・年中行事等の民俗調査を主眼としつつ、関連する各種文化財をも広く対象とした集落の総合的調査（「一貴山地区文化財総合調査」）が行われた。この調査の過程において、当地区の旧家青木家に伝来する中世史料を含む史料群の存在が確認され、はじめてその存在が明らかとなった。^①

その後、平成二十四年に糸島市教育委員会は当史料群の全容確認と、より詳細な情報の記録・整理を目的とした追加調査を実施し、筆者はこれに参加して実見の機会を得た。このときの調査において、中世文書、系図等が確認され、さらに系図紙背より中世の雅楽譜が発見されるなどの成果が得られた。

従来、中世の怡土郡西部の情勢については、史料的制約もあり、近世以降成立の編纂資料等の記述によつて語られることが多かった。「青木家文書」は、戦国期に肥前東部から筑前西部にかけて活動した国衆、草野鎮永の発給文書や、紙背に中世の雅楽譜を持つ系図等の新出史料が含まれており、その点においても一次史料としての意義は大きいと考える。本稿では、「青木家文書」のうち中世の史料を中心に紹介し、若干の考察を加えることで今後の研究に資することを目的としたい。

一 史料の概要

（一）史料の背景

貝原益軒『筑前国続風土記』一貴山の項によると、当地区には奈良時代創建の伝承をもち、山岳信仰の展開とともに繁栄した一貴山夷^い巍寺という寺院があつたとされるが、その実態は不明な点が多く、また『筑前国続風土記』が編まれた十八世紀初頭には既に寺院としての実態は衰えていたようである。集落の入口にあたる場所にある仁王門や、現在も数家持ち回りによつて行われている天台大師講などはその名残と考えられており、また、集落内には「□□坊」といった屋号をもち、屋敷内ないし周囲に坊碑等の石造物群のある家が複数存在する。これらはかつての夷巍寺僧坊の名跡を引き継いだものとされ、少なくとも近世以降、固定した家で世襲的に称されたもののようである。^② 本稿で紹介する「青木家文書」を所蔵する青木家も「寂光坊」の屋号を持つ。

一貴山に関しては、古くは南北朝期の史料に「一貴寺山」と見え、また後世に編纂された地誌・軍記等の記述によれば、戦国期、二丈岳に築かれた二丈岳城（深江岳城とも）に、怡土郡の国衆原田氏に属した深江氏が在したとも、肥前国鏡の草野鎮永が入ったとも伝えられるが、同時代史料に乏しくはつきりしない。その後近世の一貴山村は、慶長年間（十七世紀初頭）に唐津（寺沢氏）領、その後慶安元年（二六四八）に幕府領、同二年唐津（大久保氏）領、元禄四年（二六九二）幕府領、享保二年（二七一七）中津（奥平氏）領と、変遷を辿った。^③

（二）文書の構成

「青木家文書」の構成は、中世から近世の古文書を中心とし、総点数は十三点である（表一）。

一号および二号は、戦国末期に肥前東部から筑前西部にかけて活動した国衆草野鎮永の起請文・寄進状である。三号は、肥前鏡社の有力